

木城町告示第24号

令和5年第3回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年4月25日

木城町長 半渡 英俊

- 1 期 日 令和5年5月1日（月）午前9時
  - 2 場 所 木城町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 矢野 哲也君 | 荒川 浩君  |
| 久保富士子君 | 桑原 勝広君 |
| 眞鍋 博君  | 中武 良雄君 |
| 堀田 廣幸君 | 後藤 和実君 |
| 中竹 義一君 | 甲斐 政治君 |

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第3回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和5年5月1日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年5月1日 午前9時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加議事日程(第1号)の追加1

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 特別委員会の設置及び付託

日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

日程第12 町長あいさつ

日程第13 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条例)

日程第14 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第15 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて(令和4年度木城町一般会計補正予算 第10号)

日程第16 議案第41号 専決処分の承認を求めるについて(令和4年度木城町一般会計補正予算 第11号)

日程第17 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて(令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号)

日程第18 議案第43号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第44号 監査委員の選任について  
日程第20 委員会付託の省略  
日程第21 議案に対する質疑  
日程第22 各委員会の閉会中の調査
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定  
日程第2 議長の選挙

追加議事日程（第1号）の追加1

- 日程第1 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 副議長の選挙  
日程第5 常任委員の選任  
日程第6 議会運営委員の選任  
日程第7 特別委員会の設置及び付託  
日程第8 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出  
日程第9 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙  
日程第10 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙  
日程第11 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙  
日程第12 町長あいさつ  
日程第13 議案第38号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）  
日程第14 議案第39号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
日程第15 議案第40号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町一般会計補正予算 第10号）  
日程第16 議案第41号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町一般会計補正予算 第11号）  
日程第17 議案第42号 専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）  
日程第18 議案第43号 令和5年度木城町一般会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第44号 監査委員の選任について

日程第20 委員会付託の省略

日程第21 議案に対する質疑

日程第22 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（10名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 矢野 哲也君  | 2番 荒川 浩君   |
| 3番 久保富士子君  | 5番 桑原 勝広君  |
| 6番 眞鍋 博君   | 7番 中武 良雄君  |
| 8番 堀田 廣幸君  | 9番 後藤 和実君  |
| 10番 中竹 義一君 | 11番 甲斐 政治君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書記 池田真那海君

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |        |                 |        |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 .....     | 半渡 英俊君 | 副町長 .....       | 萩原 一也君 |
| 教育長 .....    | 恵利 修二君 | 総務財政課長 .....    | 小野 浩司君 |
| 会計管理者 .....  | 壺岐 和寿君 | まちづくり推進課長 ..... | 谷岡 潔君  |
| 環境整備課長 ..... | 長友 渉君  | 教育課長 .....      | 黒木 宏樹君 |
| 税務課長 .....   | 平野 大輔君 | 福祉保健課長 .....    | 西田 誠司君 |
| 町民課長 .....   | 黒木 幸一君 | 産業振興課長 .....    | 藤井 学君  |

---

午前9時00分開会

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモード

にされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

議会事務局長の三隅秀俊です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。堀田廣幸議員が年長でありますので、ご紹介いたします。

堀田廣幸議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（堀田 廣幸） ただいま紹介されました堀田廣幸です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

このたびの木城町議会議員選挙におきまして、お互い当選の榮譽を担って、議席を得たところでございます。初対面の方もおられるようですので、議員の皆様の標柱番号1番から順に、自席から自己紹介をお願いいたします。

○議員（1番 矢野 哲也君） おはようございます。矢野哲也と申します。よろしく申し上げます。

○議員（2番 荒川 浩君） おはようございます。岩淵地区の荒川です。よろしくようお願いいたします。

○議員（3番 久保富士子君） おはようございます。2期目の久保です。4年間、よろしく申し上げます。

○議員（5番 桑原 勝広君） おはようございます。2期目の桑原でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○議員（6番 眞鍋 博君） おはようございます。比木出身、3期目になります。眞鍋です。4年間、よろしくようお願いいたします。

○議員（7番 中武 良雄君） おはようございます。高城在地区の中武良雄です。3期目です。4年間、よろしくようお願いいたします。

○議員（9番 後藤 和実君） 一向瀬地区の後藤和実です。4期目を迎えました。よろしく申し上げます。

○議員（10番 甲斐 政治君） 皆様、おはようございます。出店南に住んでおります。甲斐政治です。よろしく申し上げます。

○議員（11番 中竹 義一君） 7期目の中竹義一です。よろしく申し上げます。

○臨時議長（堀田 廣幸） ありがとうございます。

続いて、執行部の皆様は、町長から順をお願いいたします。

- 町長（半渡 英俊君） さきの町長選挙で3期目の町政を担うことになりました半渡英俊です。覚悟と強い思いを持って、ポストコロナ、ウイズコロナの政策と地域再生に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。
- 副町長（萩原 一也君） おはようございます。副町長の萩原一也でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 教育長（恵利 修二君） おはようございます。教育長の恵利修二です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 総務財政課長（小野 浩司君） 改めましておはようございます。今回、4月の異動で総務財政課長になりました小野浩司です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 産業振興課長（藤井 学君） おはようございます。産業振興課長をしております藤井と申します。農業委員会事務局長も併任をしております。よろしくお願ひします。
- まちづくり推進課長（谷岡 潔君） おはようございます。4月よりまちづくり推進課長を拝命しました谷岡潔と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 環境整備課長（長友 涉君） おはようございます。環境整備課長の長友涉です。よろしくお願ひします。
- 教育課長（黒木 宏樹君） おはようございます。教育課長の黒木宏樹と申します。教育課2年目になります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 町民課長（黒木 幸一君） おはようございます。4月から課長職を拝命しました町民課長の黒木幸一と申します。よろしくお願ひいたします。
- 福祉保健課長（西田 誠司君） おはようございます。4月より福祉保健課長になりました西田誠司と申します。よろしくお願ひいたします。
- 会計管理者（壱岐 和寿君） おはようございます。会計管理者兼会計課長の壱岐と申します。2年目です。よろしくお願ひします。
- 税務課長（平野 大輔君） おはようございます。4月から税務課長になりました平野大輔と申します。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（堀田 廣幸） ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和5年第3回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付した議事日程第1号のとおりであります。

これからしばらくは、議会の構成等に係る議事を進めますので、執行部の皆様は一部事務組合議会議員の選挙が終了するまで退場をお願いいたします。入場いただくときは、改めてご案内いたします。

ここで、しばらく休憩といたします。

午前 9 時 06 分休憩

-----  
午前 9 時 07 分再開

○臨時議長（堀田 廣幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
日程第 1. 仮議席の指定

○臨時議長（堀田 廣幸） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----  
日程第 2. 議長の選挙

○臨時議長（堀田 廣幸） 日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 11 条第 8 項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（堀田 廣幸） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（堀田 廣幸） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に、甲斐政治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました甲斐政治君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（堀田 廣幸） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました甲斐政治君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました甲斐政治君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました甲斐政治君をご紹介いたします。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

○議員（10 番 甲斐 政治君） ただいま皆様のご推挙により議長の重責を担うことになりました

た甲斐政治であります。

議長の仕事に汚すことなく職務に努めてまいります。公正、公平な議事運営に努め、個々の議員の個性を大事にしながら、共通した課題には協力し合えるバランスの取れた議会を目指したいと思っております。どうぞ皆様、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（堀田 廣幸） 挨拶が終わりました。

承諾されたものと認めます。

以上で、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

甲斐政治議長は議長席にお着き願います。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時10分休憩

-----  
午前9時12分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの議事日程については、追加議事日程第1号の追加1として、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。追加議事日程第1号の追加1については、本案のとおりといたすことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号の追加1は、本案のとおり決定いたしました。

-----  
**日程第1. 議席の指定**

○議長（甲斐 政治） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、1番矢野哲也君、2番荒川浩君、3番久保富士子君、5番桑原勝広君、6番眞鍋博君、7番中武良雄君、8番堀田廣幸君、9番後藤和実君、10番中竹義一君、11番私甲斐政治、以上のとおり指定いたします。

それぞれ変更いたしますので、それぞれの議席に移動をお願いします。

移動のため、しばらく休憩いたします。

午前9時14分休憩

-----  
午前9時14分再開



○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、1番矢野哲也君、2番荒川浩君を指名いたします。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日5月1日の1日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 副議長の選挙

○議長（甲斐 政治） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に眞鍋博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました眞鍋博君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました眞鍋博君

が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました眞鍋博君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました眞鍋博君をご紹介します。登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。眞鍋博君。

○議員（6番 眞鍋 博君） ただいま副議長にご選任頂きました眞鍋と申します。

甲斐議長をしっかりとサポートし、議会全体が木城町をよくしたいということを目指し、議会運営、そして議会活動に尽力してまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 挨拶が終わりました。

承諾されたものと認めます。

---

#### 日程第5. 常任委員の選任

○議長（甲斐 政治） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、総務常任委員に荒川浩君、久保富士子君、堀田廣幸君、中竹義一君、私、甲斐政治の5名を、産業文教常任委員に矢野哲也君、桑原勝広君、眞鍋博君、中武良雄君、後藤和実君の5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、各常任委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前9時18分休憩

午前9時18分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。総務常任委員会委員長に中竹義一君、副委員長に久保富士子君、産業文教常任委員会委員長に中武良雄君、副委員長に後藤和実君が互選されました。

---

#### 日程第6. 議会運営委員の選任

○議長（甲斐 政治） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、矢野哲也君、眞鍋博君、中武良雄君、後藤和実君、中竹義一君の5名を指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、議会運営委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前9時19分休憩

-----  
午前9時19分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に後藤和実君、副委員長に矢野哲也君が互選されました。

---

#### 日程第7. 特別委員会の設置及び付託

○議長（甲斐 政治） 日程第7、特別委員会の設置及び付託を議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定によって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、付託して調査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議会広報編集に関する調査については、4人の委員で構成する議会広報編集特別委員会に付託して調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、矢野哲也君、荒川浩君、久保富士子君、眞鍋博君の4名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、特別委員会において委員長及び副委員長を互選していただきますので、ここでしばらく休憩といたします。

午前9時21分休憩

午前9時21分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。  
議会広報編集特別委員会委員長に眞鍋博君、副委員長に久保富士子君が互選されました。

---

### 日程第8. 宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出

○議長（甲斐 政治） 日程第8、宮崎県東児湯消防組合議会議員の選出を行います。

宮崎県東児湯消防組合議会議員については、組合規約第5条の規定により、関係町の議会の議長及び関係町の議会において選出した議員1名となっております。したがって、本町からは、議長のほかに1名を選出することになります。

お諮りいたします。選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、選出の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

宮崎県東児湯消防組合議会議員に中竹義一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中竹義一君を宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、宮崎県東児湯消防組合議会議員には、議長のほかに中竹義一君を選出することに決定いたしました。

ただいま宮崎県東児湯消防組合議会議員に選出されました中竹義一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

---

## 日程第 9. 高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治） 日程第 9、高鍋・木城衛生組合議会議員の選挙を行います。

高鍋・木城衛生組合議会議員については、組合同規約第 5 条及び第 6 条の規定により、関係町の議会において議員の中から 3 名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

高鍋・木城衛生組合議会議員に、眞鍋博君、中武良雄君、中竹義一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました眞鍋博君、中武良雄君、中竹義一君を高鍋・木城衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました眞鍋博君、中武良雄君、中竹義一君が高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま高鍋・木城衛生組合議会議員に当選されました眞鍋博君、中武良雄君、中竹義一君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

---

## 日程第 10. 西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治） 日程第 10、西都児湯環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

西都児湯環境整備事務組合議会議員については、組合同規約第 5 条の規定により、関係市町村の議会において議員の中から 2 名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに

決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

西都児湯環境整備事務組合議会議員に、中竹義一君と私、甲斐政治を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中竹義一君と私、甲斐政治を西都児湯環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました中竹義一君と私、甲斐政治が西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西都児湯環境整備事務組合議会議員に当選されました中竹義一君と私、甲斐政治が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

承諾されたものと認めます。

---

#### 日程第11. 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（甲斐 政治） 日程第11、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員については、企業団規約第7条の規定により、関係町の議会において議員のうちから1名を選挙する及び関係町の長または副町長のうちから1名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に、私、甲斐政治及び町長の半渡英俊君を指名

いたします。

お諮りいたします。指名いたしました、私、甲斐政治、町長の半渡英俊君を一つ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました私、甲斐政治、町長の半渡英俊君が一つ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました、甲斐政治が一つ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員に当選いたしました。よって、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

承諾させていただきます。

ここで、執行部の入場を求めますので、しばらく休憩いたしたいと思います。

9時45分より再開することといたします。

休憩いたします。

午前9時30分休憩

-----  
午前9時39分再開

○議長（甲斐 政治） 定刻前ではありますが、休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆様には、大変お待たせをいたしました。

先ほどの議長選挙によりまして、新しく議長になりました甲斐政治です。執行部の皆様に、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、皆様、こんにちは。このたび議員の皆様により議長にご推挙頂きました甲斐政治です。地域の課題はもとより、グローバルな取組など、多様な課題と問題が山積している状況に、議長を拝命する重責を感じております。自治法が示す議会の在り方、木城町議会基本条例に基づく運営など、二代表制の一翼の議会の権能をしっかりと果たし、中立不偏の立場で公正、公平な議事運営に努めてまいります。

執行部の皆様におかれましては、手段こそ違いますが、目指す方向は同じであります。互いが切磋琢磨しながら課題解決に邁進できることを期待申し上げます。

改めて皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

新しい議会構成は、お手元に配付いたしました議会構成表のとおりです。

なお、一つ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会議員の選挙において、町長または副町長のうちから選挙する1名については、半渡英俊町長が当選されましたので、ここで告知いたします。

承諾されたものと認めます。

---

## 日程第 1 2. 町長あいさつ

○議長（甲斐 政治） 日程第 1 2、町長あいさつを行います。

さきに行われました町長選挙後、最初の議会になりますので、ここで町長からご挨拶を頂きたいと思います。町長。

○町長（半渡 英俊君） 改めまして、おはようございます。

4月18日告示、23日投開票の統一地方選挙におきまして、木城町議会議員に当選をされました経験豊かな議員及び新進気鋭の議員の皆様方に、衷心よりお祝いとお喜びを申し上げます。今後、議員の皆様が健康にて、一層の木城町発展と町民福祉の向上のためご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。

また、私ごとであります。同じく町長選挙におきまして当選を果たし、引き続き3期目の町政運営を担ってまいります。議員の皆様方をはじめ町民の皆様方から寄せられました期待と負託に対し身の引き締まる思いであります。

町民と協働による継続、挑戦、発展という信念の下で、初心を忘れず、日々新た全力投球で人が元気、地域が元気、住んでよかったというまちづくりに取り組む決意であります。

議員の皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力をお願い申し上げます。町長挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 町長のご挨拶が終わりました。

---

## 日程第 1 3. 議案第 3 8 号

## 日程第 1 4. 議案第 3 9 号

## 日程第 1 5. 議案第 4 0 号

## 日程第 1 6. 議案第 4 1 号

## 日程第 1 7. 議案第 4 2 号

## 日程第 1 8. 議案第 4 3 号

## 日程第 1 9. 議案第 4 4 号

○議長（甲斐 政治） それでは、これより議案上程を行います。

提出されました日程第 1 3 議案第 3 8 号から日程第 1 9 議案第 4 4 号に至る議案について、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和 5 年第 3 回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中にご出席を頂き厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程頂きました議案第 3 8 号から議案第 4 4 号に至る 7 議案について、一括して提案



理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第38号。議案第38号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

主な改正点は、1点目に、森林環境税の導入に伴う諸規定の改正、2点目に、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限の延長、3点目に、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の適用期限の延長などであります。

次に、議案第39号。議案第39号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

主な改正点は、1点目に、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定の整備、2点目に、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例部分の規定の整備等であります。

次に、議案第40号。議案第40号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和4年度木城町一般会計補正予算（第10号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月14日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第10号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ75億2,157万1,000円にするものであります。

歳入は、諸収入増額2,000円であります。

歳出は民生費増額300万円、公債費増額176万5,000円、農林水産業費増額2,000円、予備費減額476万5,000円であります。

次に、議案第41号。議案第41号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和4年度木城町一般会計補正予算（第11号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第11号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,615万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ75億3,772万5,000円にするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税増額2,648万3,000円、地方消費税交付金増額1,091万3,000円、寄附金増額699万9,000円、法人事業税交付金増額484万1,000円、国庫支出金減額3,551万1,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額1億3,173万9,000円、予備費増額5,053万6,000円、教育費減額5,647万5,000円、民生費減額4,035万円、商工費減額2,140万6,000円、衛生費減額1,714万2,000円等であります。

次に、議案第42号。議案第42号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,803万円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億5,822万1,000円にするものであります。

歳入は、県支出金減額2,105万9,000円、繰入金減額697万1,000円であります。

歳出は、諸支出金増額27万4,000円、保険給付費減額2,150万円、総務費減額160万3,000円、予備費減額520万1,000円であります。

次に、議案第43号。議案第43号は、令和5年度木城町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、町制施行50周年記念式典等の関連事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,177万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ47億9,477万9,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額400万3,000円、繰入金増額777万6,000円であります。

歳出は、総務費増額761万7,000円、民生費増額400万4,000円、商工費増額15万8,000円あります。

最後に、議案第44号。議案第44号は、監査委員の選任についてであります。

議員の中から選任しておりました神田直人委員が、令和5年4月30日をもって議員の任期を満了したため、新たに中武良雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、

議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご賛同を賜りまして承認、可決及び同意をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第20. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第20、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第38号から議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第44号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 日程第21. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第21、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第38号から議案第44号に至る議案に対し、一議案ごとの質疑を行います。

なお、議案第44号については、審議の関係上、議案第38号から議案第43号に至る議案に対する質疑、討論、採決を行った後に質疑を行うことといたします。

まず、議案第38号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。

議案第40号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町一般会計補正予算第11号）を議題といたします。

議案第41号に対する質疑はありませんか。7番、中武良雄君。

○議員（7番 中武 良雄君） 29ページなんですけれども、宮交バスの運行補助金、これは前に聞いたかなと思うんですけれども、回送バスの件かなと思うんですけれども、166万円の減額についてちょっと説明をお願いしたいと思います。29ページです。

○議長（甲斐 政治） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 29ページの宮交バスの運行補助金であります。当初においては、従来どおりの算出基礎で算定をしておりました。しかし、4年度から新富町から高鍋町の部分まで、それから高鍋町から木城の部分まで、今まで高鍋町と木城町2町で運営補助金を出しておった部分が、3町で負担をすると、負担割合が若干変わってきましたので、その分で実績で166万円減ったということでご理解頂きたいと思えます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。10番、中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 同じページですけれども、企画費の定住促進奨励報償費100万円の減額、これは該当者が少なかったのか。この新しい、私、聞いたことがないんですけれども、わくわく移住支援補助金というのは、これはどういう事業なのか教えてほしいと思えます。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） まず、定住促進奨励金の減額100万円ではありますが、転入奨励金、出産、それから就学祝い金等がございますが、実績による減であります。数が予定していたより少なかったというところであります。

それから、わくわく移住支援補助金ではありますが、これは、実施主体が県から補助金が入ってくるものであります。首都圏、東京近郊から移住をしてきた方に対してこういった補助金をするものであります。今回、該当者がいなかったというところから、200万円の減額をしているところでございます。お願いします。

○議長（甲斐 政治） 10番、中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） わくわく移住支援補助金というのは、1件当たり幾ら支援されるものかちょっと教えてほしいです。

それから、県の支出金ということは、町からも出すことですか。

以上を含めてお願いしたいです。

○議長（甲斐 政治） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（谷岡 潔君） 首都圏からの移住につきましては、100万円の2名分を予算化しております。

それから、県の補助金としましては、その200万円掛ける4分の3、150万円が県からの補助金で、町の単独費としては50万円を見込んでおりました。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

次に、議案第42号専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号）を議題といたします。

議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号令和5年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第43号に対する質疑はありませんか。6番、眞鍋博君。

○議員（6番 眞鍋 博君） 1件だけお願いいたします。

15ページの歳出の部分なんですけれど、真ん中の臨時特別給付費400万円、町長の提案理由説明で子育て支援ということでしたので、詳細のほうを教えてください。

○議長（甲斐 政治） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（西田 誠司君） 14、15ページにあります民生費の社会福祉総務費の400万4,000円ですが、これは、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業として、内容としましては、非課税世帯が対象になるんですけれども、住民税の均等割が非課税世帯、かつ18歳未満の児童と一緒に暮らしている方々に対し、子供1人当たりについて5万円を給付する事業となっております。

財源としましては、歳入のほうでも上げておりますが、国の施策として100%の補助で実施するものです。

なお、今回、予算に上げている分につきましては、80名、約40世帯を見込んで計上しております。

内容については以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

以上で、議案第38号から議案第43号に対する質疑を終わります。

これより議案第38号から議案第43号について、議案番号順に従い討論、採決を行います。  
なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第38号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第39号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第40号専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町一般会計補正予算第11号）を議題とします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号専決処分の承認を求めるについて（令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第43号令和5年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中武良雄君の退場を求めます。

〔7番 中武 良雄君 退場〕

○議長（甲斐 政治） これより質疑に入ります。議案第44号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第44号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

中武良雄君の着席を求めます。

〔7番 中武 良雄君 着席〕

○議長（甲斐 政治） ただいま、監査委員に選任されました中武良雄君が議場におられますので、同意されたことを告知いたします。

---

## 日程第22. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第22、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、各常任委員長から所管事務の調査について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---



○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和5年第3回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第3回木城町議会臨時会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会上程の7議案、全て原案のとおり承認、可決及び同意を頂きました。お礼を申し上げます。

ご承知のように、町制施行50周年、そして統一選挙があり、新たな体制のスタートの節目の年となりました。一方で、今、地方自治体におきましては、人口減少対策とあらゆる分野での担い手対策、そして、変化に対応した行財政運営が求められております。

そのために、地域再生と、小さくても光るまちづくりに向けて全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。お礼とさせていただきます。

改めまして、5月の臨時議会、ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時12分閉会

---